

令和7年度三原市職員採用資格試験要項

【障害者】

令和7年8月28日

三原市試験委員会

第一次試験日 令和7年11月2日(日)

申込受付期間 令和7年9月1日(月)～令和7年9月23日(火・祝)

採用予定日 令和8年4月1日(水)

- ★ 三原市職員採用資格試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。

1 試験職種、採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定人数	応募資格（年齢は令和8年4月1日時点）
F 一般事務職 （障害者）	1人程度	昭和55年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた人 （18歳～45歳）で次のア～イに該当する人 ア 障害者手帳等※を持っている人 イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

※「障害者手帳等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の障害については、指定医によるものに限る。）
- (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者就業センターによる知的障害者であることの判定書
- (3) 精神障害者保健福祉手帳

【注意事項】

- (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
- (2) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) 次に該当する人は受験できません。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和8年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

2 受験申込手続き

(1) 申込方法

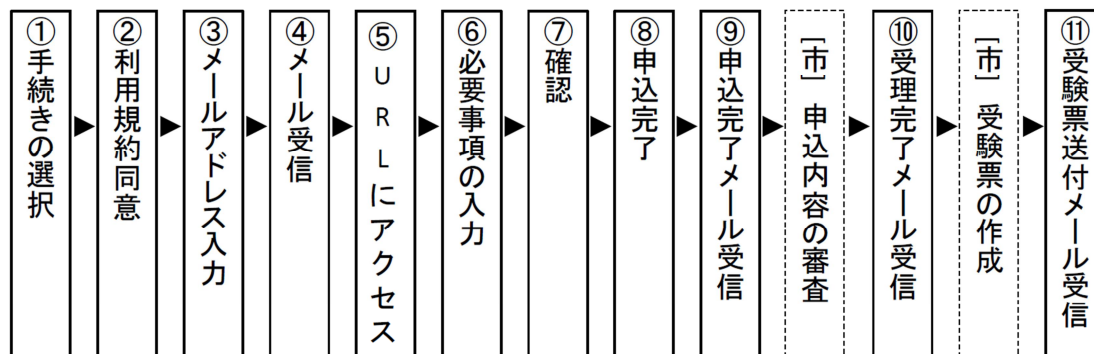
この試験での申し込みは、三原市電子申請システムを利用してください。
電子申請システムへのアクセス

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-mihara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay



▲電子申請システム

■手続きフロー図（利用者登録せずに申し込む場合）



※利用者登録を行い、ログインして手続きする場合は、上記③～⑤までが省略されます。

【申込みにあたっての注意事項】

①入力する主な内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくスムーズです。

申込者情報	氏名/生年月日/性別(任意)/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/顔写真
学歴情報	中学校以降～最終学歴まで。校名/在籍期間
職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間
障害者手帳等の情報	交付機関名/交付年月日/有効期限/交付番号/障害の程度（等級）/手帳の写し
その他	受験時に配慮を必要とする事項の有無

②申込みは、1つの試験職種に限りします。申込完了後の試験職種の変更はできません。

③車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

④電子申請システムからの申し込みを原則としますが、特別な事情により電子申請システムの利用ができない場合は、総務部職員課（電話：0848-67-6025）までお問合せください。

(2) 申込受付期間

令和7年9月1日（月）0時00分から令和7年9月23日（火・祝）23時59分までです。

受付期間中なら、24時間いつでも申込みできます。（一時的にシステムメンテナンスを行う場合があります。）

期間内に申込完了（申込完了メールの受信）したものを有効とします。機器トラブル、通信障害、締め切り直前の混雑等、いかなる理由があっても期間を過ぎたものは受付いたしませんので、時間に余裕をもってお申込みください。

(3) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課（電話：0848-67-6025）に問い合わせてください。

(4) 受験票の印刷

受験票は、電子申請システムからダウンロードし、A4サイズでカラー印刷し、試験当日に必ず持参してください。

受験票のダウンロード可能開始日は、電子申請システムから送信する「受験票送付メール」にて御案内します。（9月30日（火）までに送信予定）

受験票送付メールが届いたら、電子申請システムの「申込内容照会」画面から、申込完了時に付与された「整理番号」及び「パスワード」によりログインし、受験票を取得してください。

10月1日（水）になっても受験票送付メールが届かない場合は、申込完了時の「整理番号」をお

手元にご準備のうえ、総務部職員課（電話：0848-67-6025、電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp）までご連絡ください。

【注意事項】

- (1) 必要に応じて、別途資料の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。
- (2) 申込後、受験を辞退する場合は、9月24日(水)までに、下記のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取り、辞退届を提出してください。

【職員採用資格試験辞退届へのアクセス】

URL：<https://logoform.jp/form/UQ6D/1182926>



- (3) 上記(2)の期限後であっても、受験を辞退する場合は、上記(2)により辞退届を提出又は総務部職員課（電話：0848-67-6025 電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp）へ連絡してください。

3 試験の内容

試験は第一次試験のみとし、次のとおり行います。

試験科目	内 容	試験時間
教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、 判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	2時間※
面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

※試験時間について、必要な配慮を行います。

4 試験日、場所及び合格発表

試験日	場 所	合格発表
令和7年11月2日(日)	三原市役所（港町三丁目） 電話 0848-64-2111	12月上旬予定

(注意) ※1 周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止します。

※2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知を行います。

5 試験成績開示請求

- (1) 試験成績は、個人情報保護に関する法律第69条に基づき、受験者本人に限り開示請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。
- (2) 試験成績開示請求対象者は、各試験の不合格者です。(各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)
- (3) 開示内容は、各試験の「科目別(筆記・面接別)得点」、「総合得点」、「順位」、「最低合格点」を開示します。
- (4) 各試験合格発表の日から3か月以内に、次のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取り、試験成績を開示請求してください。申請にあたっては、「本人確認ができる書類(運転免許証等)」を添付して申請してください。

【試験成績開示請求へのアクセス】

URL：<https://logoform.jp/form/UQ6D/594355>



6 採用等

- (1) 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和8年3月31日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を後日提出していただきます。
 - ア 最終学校（卒業見込者は在学）の卒業証明書及び成績証明書
 - イ 健康診断書（所定の用紙により受診したもの。合格発表後に配布）
 - ウ 職歴証明書（職歴がある方のみ）
- (3) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (4) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から6箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

7 給与

- (1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

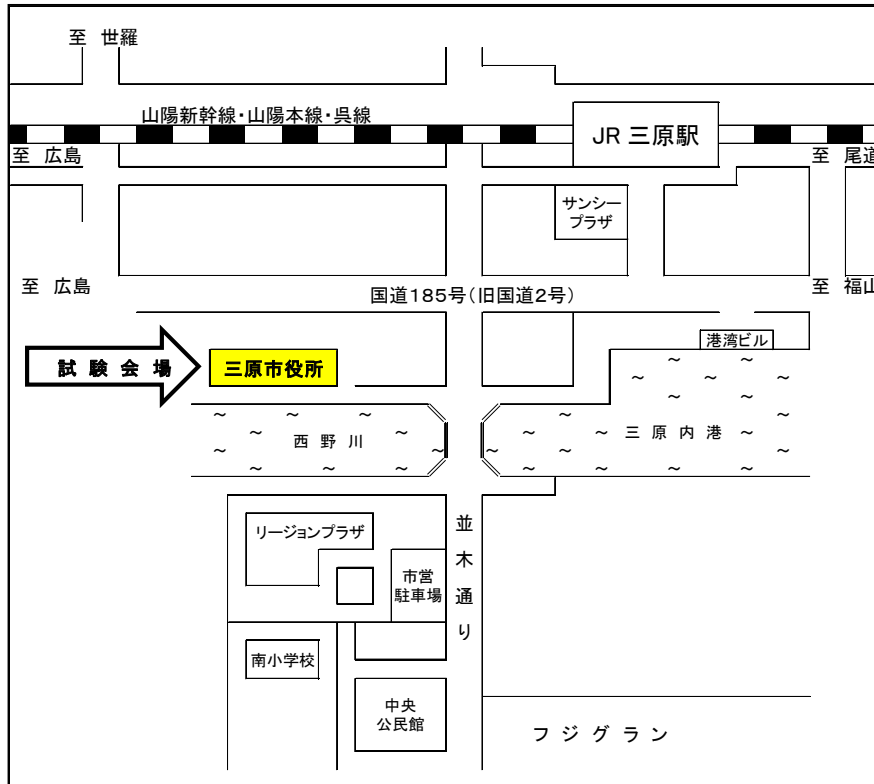
職種	学歴等	初任給 (地域手当 3 %含む)
一般事務職 (障害者)	高校新卒者	200,335 円
	大卒・民間経験 10 年	249,260 円

- (2) その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

8 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分です。

※試験会場案内図



めざすべきまちの姿

すごいぞ三原！！

～幸せのまちづくり大作戦～

- ★ともに支え合い、ともに認め合えるまち
- ★三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち
- ★社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち
- ★多彩な産業が活力を生むまち
- ★「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

求められる職員像

- ★市民とともに、行動する職員
- ★行政のプロとして、信頼が得られる職員
- ★新たな課題に挑戦する職員
- ★経営感覚を持つ職員
- ★自らを律し、成長し続ける職員

参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。